

浜松市市民活動表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優れた市民活動を行った団体を表彰することで、市民主体のまちづくりを継続的に推進する浜松市市民活動表彰について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、市内で活動する法人その他グループをいう。

(受賞団体の推薦)

第3条 区長は、浜松市市民活動表彰にふさわしいと認められる活動を行った団体を、第6条1項に規定する審査に推薦する。

2 浜松市市民活動表彰の受賞履歴がある活動について、再度推薦することはできない。

(対象事業)

第4条 表彰の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業
- (7) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動に相当する事業は対象としない。

- (1) 営利活動
- (2) 宗教活動
- (3) 政治活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 国、県、市からの委託事業

(部門)

第5条 この要綱により定める賞は、以下の2部門で構成する。

- (1) 市長賞
- (2) 区長賞

2 前項第1号に規定する市長賞は、市長が授与する。

3 第1項第2号に規定する区長賞は、区長が授与する。

4 市長は必要と認める場合に第1項第1号に規定する市長賞以外の賞を設定し、授与することができる。

- 5 区長は必要と認める場合に第1項第2号に規定する区長賞以外の賞を設定し、授与することができる。

(審査)

第6条 区長は、第3条の規定により推薦した団体の活動内容について、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において審査を行うものとする。ただし、別途審査会を設置し審査する場合はこの限りでない。

- 2 区長は、前項の審査を行った後、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会（中央区及び浜名区にあつては、同条例第5条の2に規定する地域分科会）に意見を求めなければならない。

- 3 前2項の審査により選出する表彰受賞団体は、1区につき1団体とする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。

(市長賞の決定)

第7条 市長は、前条の審査によって選出された団体の活動内容について審査し、市長賞受賞団体を決定する。

(区長賞の決定)

第8条 区長は、第6条の審査によって選出された団体の活動内容について審査し、区長賞受賞団体を決定する。

- 2 区長賞は、市長賞と重複して受賞することができない。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。